

## 令和5年6月定例会 教育長報告

### ◆ 6月の主な活動

- 3日 しずおか教師塾第14期卒塾式（清水庁舎）〔教育長〕
- 9日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 17日 SSH課題研究報告会（静岡市立高等学校）〔教育長・委員〕
- 20日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

### ◆ 7月の主な予定

- 25日 教育委員会定例会（静岡庁舎）〔教育長・委員〕
- 28日 令和5年度静岡縣市町教育長研修会（富士市内）〔教育長〕

議案第9号

## 令和6年度使用 静岡市立小学校教科用図書の採択について

令和6年度使用 静岡地区教科用図書の採択について、次のとおり実施する。

令和5年6月20日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

### 記

- 1 提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により行う令和6年度に使用する小学校教科用図書の採択に係る投票方法について提案する。

## 教科書採択について

## ■ 1 審議の流れ（令和5年7月25日火曜日午後2時から午後4時ころまでを予定）

## 1 入場の許可

検討委員と研究委員の会場への入場許可の確認（教育長）  
入場の承認（教育委員）



## 2 採択の進め方の説明（学校教育課長）

採択の進め方の承認（教育委員）



## 3 答申の受け取り（検討委員長→教育長）



## 4 答申作成についての説明（検討委員）



## 5 答申内容の説明 ①

【国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活について、まとめて説明する。】

## (1) 検討委員会からの説明

- ①校長部会からの説明（7種目で5分程度）
- ②PTA連絡協議会部会からの説明（7種目で5分程度）
- ③教諭部会からの説明（7種目で5分程度）

## (2) 質疑応答（教育委員から検討委員への質問）

※内容によって、研究委員が回答することもある



## 6 協議・投票・開票 ①

教育委員6名により種目ごと以下の（1）～（3）を行う。

- (1) 協議を行う。
- (2) 投票を行う。
- (3) 開票を行い、結果を公表する。

※「協議・投票・開票」については、「①国語 ②書写 ③社会 ④地図 ⑤算数 ⑥理科 ⑦生活」の順に種目ごと「(1) 協議→(2) 投票→(3) 開票」を繰り返す。



## 7 答申内容の説明 ②

【音楽、図画工作、家庭、保健、英語、道徳について、まとめて説明する。】

## (1) 検討委員会からの説明

- ①校長部会からの説明（6種目で5分程度）
- ②PTA連絡協議会部会からの説明（6種目で5分程度）
- ③教諭部会からの説明（6種目で5分程度）

## (2) 質疑応答（教育委員から検討委員への質問）

※内容によって、研究委員が回答することもある



8 協議・投票・開票 ②

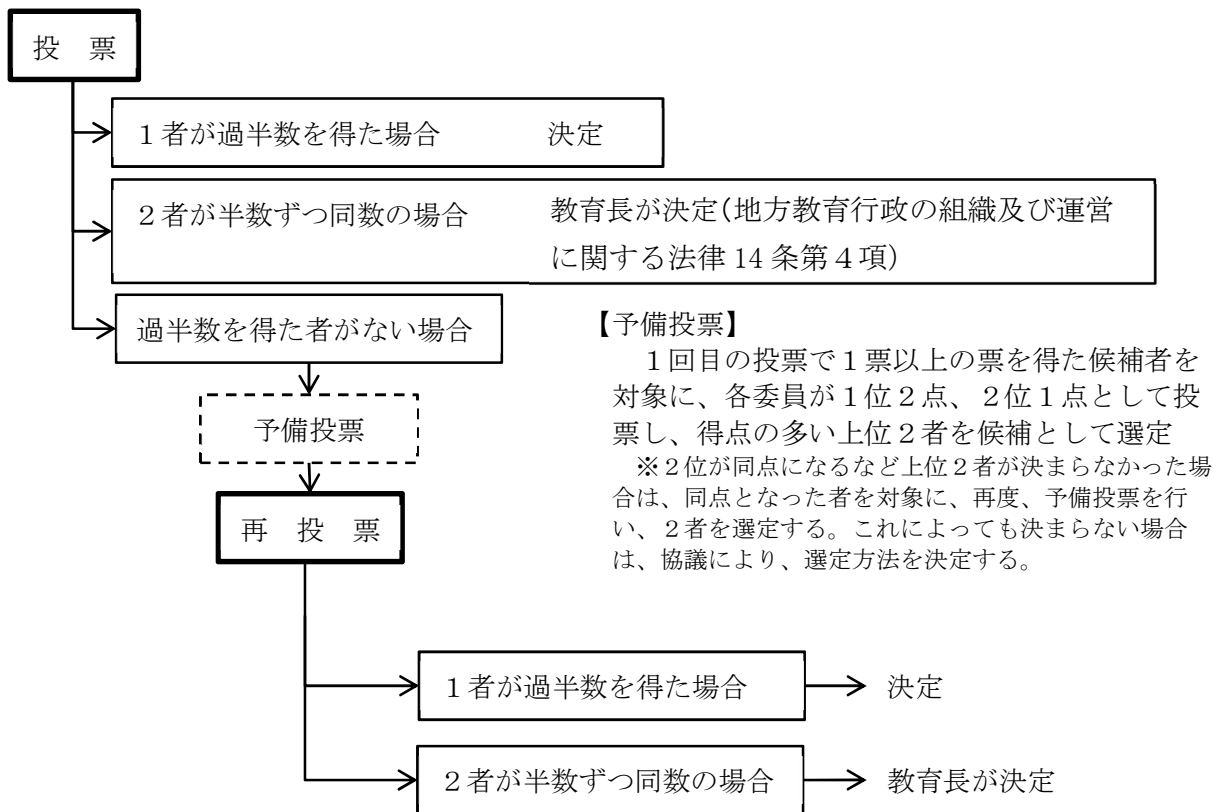
教育委員6名により種目ごと以下の(1)～(3)を行う。

- (1) 協議を行う。
- (2) 投票を行う。
- (3) 開票を行い、結果を公表する。

※「協議・投票・開票」について、「①音楽 ②図画工作 ③家庭 ④保健 ⑤英語 ⑥道徳」の順に種目ごと「(1) 協議→(2) 投票→(3) 開票」を繰り返す。

## ■ 2 投票による決定方法

◎投票は、あらかじめ投票用紙に記載された候補者に「○」を付け、無記名で投じることにより行う。(静岡市教育委員会会議規則第12条第2項の規定により無記名投票)



※開票立会人：教育長職務代理者

※開票作業：教育調整監

## 集計方法と可決の条件

教育委員**6名全員**の出席により採択する場合

### 投票

投票結果		可決の条件
①	獲得票が 1者のみに6票 2者に5票と1票 2者に4票と2票 3者に4票と1票と1票	過半数を得たものが可決
②	2者に3票と3票の同数	教育長が決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律14条第4項）
③	3者に3票と2票と1票 4者に3票と1票と1票と1票 3者に2票ずつ 4者に2票と2票と1票と1票 5者に2票と1票と1票と1票と1票 6者に1票ずつ	獲得票があった発行者の中から <u>予備投票（※1）</u> で2者に絞る → 再投票（※2）

#### ※1 予備投票（再投票を行う前に2者に絞るために実施）

※投票で票を得なかった発行者は除外し、1票以上の票を得た発行者を対象とする。

- ①各委員が1位を2点、2位を1点として予備投票を行い、得点の多い上位2者を再投票の対象として選定する。
- ②予備投票の結果、2位が同点になるなど上位2者が決まらなかった場合は、得点を得なかった発行者を除いた（1位が1者に決まった場合は1位の発行者も除く）残りの発行者で、再度予備投票を行い、2者を選定する。
- ③これによっても決まらない場合は、協議により、選定方法を定める。

#### ※2 再投票（予備投票で選ばれた2者の中から採択者を決定するために実施）

- ①過半数（4票以上）を得た発行者に決定する。
- ②同数（3票と3票）の場合は、教育長が決定する。（地教行法14条第4項）

## 教育委員が1名欠席し、5名の投票により採択する場合

### 投票

	投票結果	可決の条件
①	獲得票が 1者のみに5票 2者に4票と1票 2者に3票と2票 3者に3票と1票と1票	過半数を得たものが可決（3票で過半数となる）
②	同数になることはない	/
③	3者に2票と2票と1票 4者に2票と1票と1票 と1票 5者に1票ずつ	獲得票があった発行者の中から <u>予備投票（※1）</u> で2者に絞る → 再投票（※2）

### ※1 予備投票

（再投票を行う前に2者に絞るために実施）

※投票で票を得なかった発行者は除外し、1票以上の票を得た発行者を対象とする。

- ①各委員が1位を2点、2位を1点として予備投票を行い、得点の多い上位2者を再投票の対象として選定する。
- ②予備投票の結果、2位が同点になるなど上位2者が決まらなかった場合は、得点を得なかった発行者を除いた（1位が1者に決まった場合は1位の発行者も除く）残りの発行者で、再度予備投票を行い、2者を選定する。
- ③これによっても決まらない場合は、協議により、選定方法を決める。

### ※2 再投票

（予備投票で選ばれた2者の中から採択者を決定するために実施）

- ①過半数（3票以上）を得た発行者に決定する。
- ②同数になることはない。

算数：投票

(例) 令和6年度使用 小学校「算数」教科書採択 投票用紙

○をひとつ記入↓

発行者	教科書名	学校経営	学習指導	保護者	投票欄
A 書籍	たのしい算数	○	○		
B 出版	なかよし算数				
C 図書	考える算数		○	○	
D 教科書	小学算数	○			
E 発行	未来の算数			○	

投票で以下のように獲得した場合

- A 書籍に 2 票
- C 図書に 2 票
- D 教科書に 2 票

算数：予備投票

(例) 令和6年度使用 小学校「算数」教科書採択 投票用紙

投票で1票以上を獲得した者の中から、1位を2点、2位を1点

として点数を記入↓

発行者	教科書名	学校経営	学習指導	保護者	投票欄
A 書籍	たのしい算数	○	○		点
<del>B 出版</del>	<del>なかよし算数</del>	<del>/</del>	<del>/</del>	<del>/</del>	<del>点</del>
C 図書	考える算数		○	○	点
D 教科書	小学算数	○			点
<del>E 発行</del>	<del>未来の算数</del>	<del>/</del>	<del>/</del>	<del>/</del>	<del>点</del>

# 7月定例会 席次

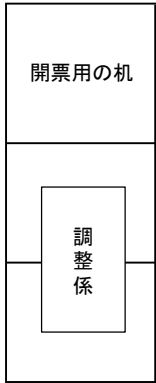
①-4

<答申の受け渡し位置>  
 教育長・検討委員会委員長は  
 この位置まで進み、答申を手渡し。  
 (必要に応じて写真撮影)

大型モニター

出入り口

検討委員・研究委員の入退場は前方から



教科用図書検討委員 9名(3名×3部会) ※椅子のみ  
 研究委員 4~6名の入替制 ※椅子のみ

学校教育課長  
 説明時  
 立ち位置

教科書見本を配置



学校教育課職員

モニタースクリーン

モニタースクリーン

傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道
----------	----------	----------	----------	----------	----------

⋮

傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道
----------	----------	----------	----------	----------	----------

※椅子のみ用意

出入り口

傍聴・報道は後方から

傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道	傍聴 報道
----------	----------	----------	----------	----------	----------

不要な机等は、部屋後方にまとめる。



報告第5号

## 令和6年度使用 静岡市小学校教科用図書採択に関する諮問について

令和6年度使用 静岡地区教科用図書の採択に関する諮問について、次のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 令和6年度使用 静岡市教科用図書の採択の基本方針に基づき、令和5年4月28日に静岡地区教科用図書検討委員会に採択候補者選定について諮問したので報告する。

# ②-1

05 静教教学教第 245 号  
令和 5 年 4 月 28 日

静岡地区教科用図書検討委員会 様

静岡市教育長 赤堀 文宣  
(教育委員会事務局教育局学校教育課)

静岡地区教科用図書の採択に係る調査研究について（諮問）

静岡市教育委員会は、令和 6 年度使用 静岡市教科用図書の採択の基本方針により  
下記の事項について諮問します。

## 記

- 1 静岡市立の小学校で使用する全ての教科の教科用図書の採択候補者の選定について

(理由)

小学校全ての教科の教科用図書採択に当たり、静岡市の子どもにとって最適な教科用図書を選定したい。

そこで、学校経営の視点、学習指導の視点、保護者の視点から見た、採択候補者を選定して欲しい。